



(別添1)

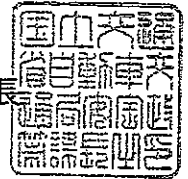
国自安第43号

国自旅第213号

平成19年12月14日

社団法人日本バス協会 会長 殿

国土交通省自動車交通局安全政策課長



国土交通省自動車交通局旅客課長



貸切バスにおける交替運転者の座席の確保等の安全確保の徹底について

10月19日にとりまとめられた「貸切バスに関する安全等対策検討会」報告において、交替運転者の休息のための座席の確保及び旅客の乗降時における安全の確保について、速やかに措置すべきことが盛り込まれたところである。(別紙参照)

貸切バスの運行において、安全の確保を図ることは最重要課題であり、この報告を踏まえ、下記事項について、貴協会傘下会員に対し周知徹底を図るとともに、本件については、別添のとおり、総合政策局観光事業課長から旅行業団体等あて通知されているので、旅行業界の関係団体とも連携して、貸切バスにおける安全確保の徹底を図られたい。

なお、本件については、各地方運輸局自動車交通部長・自動車技術安全部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対しても通達しているので、その旨了知されたい。

記

1. 交替運転者の休息のための座席の確保の徹底について

貸切バスの交替運転者は、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第4項により、「長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」に配置することが義務付けられている。

この場合において、同条第1項に基づく基準の1日の最大拘束時間を超えて乗務させるときは、交替運転者が車内において身体を伸ばして休息することのできる設備(リクライニングシートを含む。以下「休息設備」という。)が確保されていなければ

ば、同項の違反になる。

交替運転者の配置の趣旨に鑑み、その配置が義務付けられた運行を行う場合には、交替運転者が十分に休息することができるよう休息設備の確保に努めること。とりわけ、1日の最大拘束時間を超えて乗務させるときは、たとえ、ガイド席や補助席が確保されていたとしても、休息設備が確保されない限り、法令違反となるので、その確実な確保を期すること。

2. 旅客の乗降時における安全の確保について

貸切バス運行時における旅客の乗降について、駐停車禁止場所でこれを行うことは、道路交通上の安全を確保する上で極めて危険であり、道路交通法第44条の違反となる。

このため、旅客に乗降を行わせるに当たっては、道路交通法第44条の規定を厳守すること。

貸切バスに関する安全等対策検討会報告（平成19年10月）
（ 抜 粋 ）

IV. 安全の確保、質の向上に向けて

1. 運行時の安全の確保について

(1) 交替運転者の配置基準

《問題点》

- ・ 交替運転者の休息するための座席まで販売され、ガイド席で休息せざるを得ないケースもあるとの指摘。

《対応》

- 国土交通省において、運行中における交替運転者の休息のための座席の確保について徹底【速やかに】

(2) 旅客の乗降時における安全の確保

《問題点》

- ・ ツアーバス等貸切バスについては、主要駅等周辺における一般の道路上での乗降が一般的。乗降時の安全性が不十分との指摘。

《対応》

- 当面、国土交通省において、貸切バス事業者・旅行業者へ指導を行うなど、駐停車禁止場所での乗降禁止を徹底【速やかに】

- 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年8月1日運輸省令第44号）

第21条（過労防止等）

旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定めなければならない。

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。

- 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号通達）

第21条 過労防止等

(4) 交替運転者の配置（第4項）

- ① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は、これに該当する。

- イ 拘束時間が16時間を超える場合
- ロ 運転時間が2日平均して1日9時間を超える場合
- ハ 連続運転時間が4時間を超える場合

- 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年12月3日国土交通省告示第1675号）

旅客自動車運送事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準は、運転者の労働時間等の改善が過労運転の防止にも資することに鑑み、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）とする。

- 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）

第5条（一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

二 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、拘束時間及び休息期間については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができる。

二 バス運転者等が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合

- 一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について（平成元年3月1日付け基発第92号労働省労働基準局長通達）

2 自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合

自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）においては、改善基準第4条第1項第2号前段及び第5条第1項第2号前段の規定にかかわらず最大拘束時間を20時間まで延長することができるものとし、同号後段の規定は適用しないものとする。

また、休息期間は改善基準第4条第1項第3号及び第5条第1項第3号の規定にかかわらず4時間まで短縮することができるものとする。

- 道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）

第44条（停車及び駐車を禁止する場所）

車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

二 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分

三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分

四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分

総合政策局観光事業課長 殿

自動車交通局安全政策課長



年末年始における貸切バス輸送の安全確保について

現在、平成19年度年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施中であり、自動車交通局長から社団法人日本バス協会会長に対し、「平成19年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について」（平成19年11月12日国自安第36号）（別添参照）を發出し、その中で、自動車交通局重点点検事項として、「ツアーバス等貸切バスにおける安全等の対策の実施状況」が定められています。

同点検事項の中で、貸切バス事業者は、

- ・「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容の遵守、長距離運転における交替運転者の配置等により過労運転の防止が図られているか
- ・旅客の乗降については、駐停車禁止の場所で行われていないか

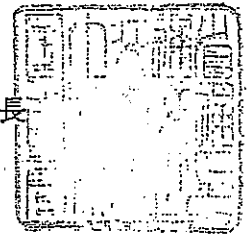
等について自主点検を行うこととなっています。

貸切バス事業については、本年2月に発生した「あずみ野観光バス」の事故等に見られるように、特に安全性確保の必要性が指摘されており、貸切バス事業者の安全の確保に際して、上記点検事項に関しては旅行業者のご理解が重要であることから、貸切バス事業者と連携して安全が確保されるよう、旅行業者に対する周知についてよろしく申し上げます。

国自安第36号
平成19年11月12日

(社) 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



平成19年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

標記について、別添のとおり平成19年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱及び実施計画を定めました。

つきましては、貴協会におかれましても、本安全総点検の趣旨を踏まえ、傘下会員等に対し周知徹底を図り、総点検の実施による自動車輸送の安全の確保に万全を期すようお願いいたします。

平成19年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画
(抜粋)

2. 点検事項

(1) 自動車交通局重点点検事項

- ① ツアーバス等貸切バスにおける安全等の対策の実施状況
- ② 略

別紙

安全総点検実施項目(自動車交通局重点点検事項)

点検事項	点検項目
1. ツアーバス等貸切バスにおける安全等の対策の実施状況	(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容の遵守、長距離運転者における交替運転者の配置等により過労運転の防止が図られているか。 (2) 略 (3) 略 (4) 旅客の乗降については、駐停車禁止場所以外の場所で確実に行われているか。
2. 略	